



市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在): 中国地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後(現在)			備考						当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量 (m ³ /月)	基本料金(税込) (円/月)	従量単価の通増率(最大/最小)		合併時統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで(統一済)	H19年度以降を予定	H20年度以降を予定	未定
鳥取県	31201	鳥取市	31201	鳥取市	H16.11.1	-	430	4.5	水道料金は、給水区域により異なっているが、H17年度以降10年間段階的に調整し、H27年度より統一を図る。							
						-	300~1,000	1.0~1.6								
						均一¥431										
						-	1,155	2.2								
						年間¥393~¥2,957										
						-	875	1.1								
						10	1,785	1.0								
						-	400~1,500	1.0								
						均一¥830										
						-	755~1,545	1.4~1.5								
均一¥796~¥2,298																
-	540	1.4														
-	840	1.5														
8	525	1.3														
-	260~875	1.0~1.9														
鳥取県	31202	米子市	31202	米子市	H17.3.31	8	861	2.1	H18.4.1から旧米子市に統一。			1	1			
鳥取県	31385	淀江町														
鳥取県	31203	倉吉市	31203	倉吉市	H17.3.22	8	703	1.0	上水道は現行のとおり。簡易水道は当面は現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。			1			1	
						8	703	1.3								
						8	1,285	1.0								
						10	892	1.0								
鳥取県	31365	関金町														
鳥取県	31321	郡家町														
鳥取県	31322	船岡町	31329	八頭町	H17.3.31	10	1,260	1.8		1						
鳥取県	31324	八東町														
鳥取県	31361	羽合町														
鳥取県	31362	泊村	31370	湯梨浜町	H16.10.1	8	809	1.0		1						
鳥取県	31363	東郷町														
鳥取県	31368	東伯町	31371	琴浦町	H16.9.1	8	945	1.0		1						
鳥取県	31369	赤碓町														
鳥取県	31386	大山町	31386	大山町	H17.3.22	-	1,008	1.4	合併時は現行のとおりとし、新町において会計ごとに段階的に調整する。大山町上水道、今在家簡易水道、銀戸簡易水道は1ヶ月単位の料金体系とし、大山町の量水器使用料は基本料金に含めるものとする。			1				1
						8	819	1.4								
						30	420	2.3								
						30	210	6.0								
						-	1,890	1.0								
						¥210/人 ¥1,890/人										
8	836	1.2														
8	897	1.2														
8	672	1.0														
鳥取県	31387	名和町														
鳥取県	31388	中山町														
鳥取県	31383	岸本町	31390	伯耆町	H17.1.1	8	840	1.0	当面は現行のとおりとし、平成17年度から一元化する。ただし岸本町のペンション地区と溝口町の樹水高原地区は現行のとおりとする。			1	1			
鳥取県	31404	溝口町				20	2,625	1.0								
鳥取県	31366	北条町	31372	北条町	H17.10.1	10	1,260	1.0	H18年度から旧大栄町の料金に統一。	1						
鳥取県	31367	大栄町														
島根県	32201	松江市	32201	松江市	H17.3.31	-	577	4.4	上水道は、新市に移行後も現行のとおりとし、事業ごとに必要に応じて随時調整する。簡易水道については、合併時は現行のとおりとし、合併後6年目を目標に統一する方向で調整する。			1			1	
						8	1,449	2.6								
						-	577	5.1								
						10	2,000	1.0								
						10	1,550	1.7								
						8	1,155	1.0								
						8	759	2.4								
						8	987	1.2								
						8	1,155	1.0								
						-	231	2.2								
鳥根県	32462	金城町	32202	浜田市	H17.10.1	8	1,575	1.0		1						
鳥根県	32463	旭町														
鳥根県	32464	弥栄村														
鳥根県	32465	三隅町				8	1,249	1.0								
鳥根県	32203	出雲市	32203	出雲市	H17.3.22	8	845	1.2	合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に料金体系(口径別体系を含む)を検討し、新統一料金を設定する。メーター器使用料は、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。いずれも合併後の新しい水道料金等審議会に諮り決定する。H19.6.1検針分から新料金で統一予定。			1		1		
鳥根県	32208	平田市				7	840	1.1								
鳥根県	32402	佐田町				10	1,785	1.0								
鳥根県	32403	多伎町				8	850	1.0								
鳥根県	32404	湖陵町				8	1,071	1.6								
						8	1,690	1.1								
鳥根県	32405	大社町	8	1,228	1.1											
			8	945	1.1											

市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在)：中国地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前					合併後(現在)											
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量 (m ³ /月)	基本料金 (税込) (円/月)	従量単価の 増率(最大/最小)	備考	合併時に 統一	統一 しない	当面 統一 しない	当面統一 しない場合の統一時期 H19年度当初 まで(統一済)	H19年度を 予定	H20年度以降を 予定	未定
島根県	32205	大田市	32205	大田市	H17.10.1	8	1,207	1.3	合併時はこれまでどおり。合併から5年以内を目途に統一し、新料金を設定。			1				
	定額¥2,100~¥3,675															
	8	2,058				1.1										
島根県	32421	温泉津町				8	1,575	1.0								
島根県	32422	仁摩町														
島根県	32206	安来市	32206	安来市	H16.10.1	8	1,050	1.4	合併時はこれらと併し、3年以内に統一する。H19.4月検針分から左の料金に統一。	1						
島根県	32321	広瀬町														
島根県	32322	伯太町														
島根県	32341	仁多町	32343	奥出雲町	H17.3.31	8	1,170	1.0	合併時はこれらと併し、3年以内に統一する。H19.4月検針分から左の料金に統一。			1	1			
島根県	32342	横田町														
島根県	32384	頓原町	32386	飯南町	H17.1.1	10	1,780	1.0	合併時はこれらと併し、3年以内に統一する。H19.4月検針分から左の料金に統一。	1						
島根県	32385	赤来町														
島根県	32501	津和野町	32501	津和野町	H17.9.25	8	1,186	1.0	H22年度までは現行のとおりとし、H23年度に新料金を設定する。			1				
島根県	32502	日原町														
島根県	32521	西郷町														
島根県	32522	布施村	32528	隠岐の島町	H16.10.1	8	970	1.2	H18.4.1から統一料金。			1	1			
島根県	32523	五箇村														
島根県	32524	都万村														
島根県	32503	柿木村	32505	吉賀町	H17.10.1	-	-	-	H17.9月分より吉賀町の料金を適用。旧六日市町は、H17年9・10月分から吉賀町の料金を適用。料金は不明。	1						
島根県	32504	六日市町														
岡山県	33201	岡山市	33201	岡山市	H17.3.22	8	703	6.5	3市町で料金体系が異なるため、2町については合併後当分の間は現行のとおりとし、今後調整を図る。			1				
岡山県	33301	御津町														
岡山県	33401	灘崎町														
岡山県	33202	倉敷市	33202	倉敷市	H17.8.1	10	819	1.4	次回料金改定時に倉敷市の制度に統一する。なお料金統一までの経過措置として、合併時に真備町水道料金表のうちの基本料金部分について一律400円を減額する。			1				
岡山県	33441	船穂町														
岡山県	33503	真備町														
岡山県	33203	津山市	33203	津山市	H17.2.28	-	840	3.3	合併後、水道事業経営内容を検討し、統一設定する。簡易水道事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。			1				
岡山県	33601	加茂町														
岡山県	33605	阿波村														
岡山県	33624	勝北町														
岡山県	33664	久米町														
岡山県	33208	総社市	33208	総社市	H17.3.22	10	1,071	1.0	水道使用料(総社市の簡易水道を除く)は、合併後も当分の間は現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。総社市の簡易水道は、当分の間は現行のとおりとする。作原・種井簡易水道事業、日羽簡易水道事業は、将来昭和簡易水道事業に統合予定。			1				
岡山県	33427	山手村				6	882	1.1								
岡山県	33428	清音村				6	934	1.3								
岡山県	33210	新見市	33210	新見市	H17.3.31	10	1,365	1.0	上水道事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。簡易水道事業は、合併時に統一する。旧新見市簡易水道料金は15簡易水道管理組合ごとに定めてある。			1				
岡山県	33561	大佐町														
岡山県	33562	神郷町														
岡山県	33563	哲多町														
岡山県	33564	哲西町														
岡山県	33211	備前市	33211	備前市	H17.3.22	8	787	1.1	水道料金及び吉井町簡易水道料金は、合併時に統一する。ただし、熊山町簡易水道については、当面現行のとおりとし、統合事業完了後、上水道料金に統一する。			1				
岡山県	33342	日生町				8	2,100	1.1								
岡山県	33344	吉永町				8	787	1.1								
岡山県	33322	山陽町	33213	赤磐市	H17.3.7	8	1,460	1.1	水道料金及び吉井町簡易水道料金は、合併時に統一する。ただし、熊山町簡易水道については、当面現行のとおりとし、統合事業完了後、上水道料金に統一する。			1				
岡山県	33323	赤坂町														
岡山県	33325	吉井町														
岡山県	33324	熊山町				~5	945									
岡山県	33522	北房町				5~8	1,050	1.1								
岡山県	33522	北房町	33214	真庭市	H17.3.31	8	1,995	1.0	H22年度末まで段階的に調整。左はH19年度の料金。			1				
岡山県	33581	勝山町														
岡山県	33582	落合町														
岡山県	33583	湯原町														
岡山県	33584	久世町														
岡山県	33585	美甘村														
岡山県	33587	川上村														
岡山県	33588	八束村														
岡山県	33589	中和村														

市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在): 中国地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後(現在)				備考					当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量 (m ³ /月)	基本料金 (税込) (円/月)	従量単価の 増率(最大/最小)	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで(統一済)	H19年度以降を予定	H20年度以降を予定	未定
広島県	34310	江田島町	34215	江田島市	H16.11.1	8	1,550	1.1		1						
広島県	34328	能美町														
広島県	34329	沖美町														
広島県	34330	大柿町														
広島県	34361	加計町	34368	安芸太田町	H16.10.1	-	-	-	H17年4月から統一料金に変更。料金は不明。			1	1			
広島県	34362	筒賀村														
広島県	34363	戸河内町														
広島県	34364	芸北町	34369	北広島町	H17.2.1	10	1,471	1.0	合併後5年以内に統一する。			1		1		
広島県	34365	大朝町					1,580	1.0								
広島県	34366	千代田町					1,365	1.3								
広島県	34367	豊平町					1,500	1.0								
広島県	34205	尾道市	34205	尾道市	H18.1.10	7	976	1.5		1						
広島県	34206	因島市														
広島県	34430	瀬戸田町														
広島県	34207	福山市	34207	福山市	H18.3.1	10	966	1.6		1						
広島県	34501	神辺町														
山口県	35201	下関市	35201	下関市	H17.2.13	10	1,029	1.6	合併時に下関市の例により統一する。	1						
山口県	35441	菊川町														
山口県	35442	豊田町														
山口県	35443	豊浦町														
山口県	35444	豊北町														
山口県	35202	宇部市	35202	宇部市	H16.11.1	10	1,186	1.5	楠町簡易水道は、上水道に準じて調整する。	1						
山口県	35421	楠町														
山口県	35203	山口市	35203	山口市	H17.10.1	-	1,008	11.0	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。			1			1	
山口県	35402	小郡町					-	987								12.7
山口県	35381	徳地町					-	-								-
山口県	35401	秋穂町					-	1,008								11.0
山口県	35403	阿知須町					8	1,155								1.8
山口県	35204	萩市	35204	萩市	H17.3.6	10	766	1.0	水道料金は現行のとおり。	1						
山口県	35501	川上村					10	903								1.0
山口県	35503	田万川町					10	1,365								1.0
山口県	35505	むつみ村					10	1,260								1.0
山口県	35506	須佐町					10	1,327								1.0
山口県	35507	旭村					10	1,050								1.0
山口県	35508	福栄村					8	840								1.0
山口県	35210	光市					35210	光市								H16.10.4
山口県	35342	大和町	10	1,050	1.0											
山口県	35211	長門市	35211	長門市	H17.3.22	10	924	1.0	当分の間現行のとおりとし、新市移行後3年を目途に統一する。			1		1		
山口県	35481	三隅町					10	1,155								1.0
山口県	35482	日置町					-	470								1.0
山口県	35483	油谷町					10	1,470								1.8
山口県	35205	徳山市	35215	周南市	H15.4.21	-	693	3.4	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。			1			1	
山口県	35214	新南陽市					-	535								1.9
山口県	35345	熊毛町					10	1,036								1.0
山口県	35301	久賀町	35305	周防大島町	H16.10.1	6	976	1.1	合併時まで調整し、統一する。	1						
山口県	35302	大島町														
山口県	35303	東和町														
山口県	35304	楠町														
山口県	35208	岩国市	35208	岩国市	H18.3.20	8	462	1.0	上水道事業は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。簡易水道事業は、当分の間現行のとおりとする。ただし、メーター使用料の取扱いは統一する方向で調整する。			1			1	
山口県	35322	由宇町					7	1,050								1.0
山口県	35323	玖珂町					10	1,155								1.0
山口県	35324	本郷村					8	504								1.9
山口県	35325	周東村					8	556								2.0
山口県	35326	錦町					15	2,415								1.0
山口県	35328	美川町					10	780								1.0
山口県	35329	美和町					10	787								1.0
山口県	35329	美和町					10	1,260								1.0
山口県	35329	美和町					10	900								1.1
山口県	35329	美和町					10	1,050								1.0
山口県	35329	美和町					10	1,030								1.0
山口県	35329	美和町					10	1,100								2.1
山口県	35329	美和町					5	787								2.3